

群会議の話題

第426号

2020年10月8日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP. <http://doken-ota.jp>
メール. info@doken-ota.jp
©10月1日組織人員
現在4,494人

今月のテーマ

拡大もいよいよ終盤戦

年間目標も視野に行動を

9月から始まった秋の拡大月間も、あと2週間を残すのみとなりました。今回はコロナウイルス感染防止のため、電話掛け行動が中心となっていますが、コロナウイルス禍でも、「できること」「やれること」を追求し、仲間との連絡は密に行うことが重要です。

今回も春の拡大と同様に、秋の拡大月間中に加入した組合員の紹介者を対象に、抽選で賞品が当たる紹介者キャンペーンを実施しています。仲間を増やすカギは、皆さんからの紹介です。終盤戦の今、対象者情報をあらためて確認し、成果につなげましょう。

に求めているのか把握し、その要求に沿って組合の諸制度を案内（提案）していかなければなりません。そして、その要求は何なのか対象者から聞き取るためには、皆さん一人ひとりの協力が不可欠です。また組合に加入している皆さんが組合未加入の仲間に声掛けし、組合の魅力を直接伝えれば耳を傾け、加入にもつながっていきます。

地道な行動が成果に できることをやりきろう

拡大行動は組合未加入者の情報提供や現場での声掛け、チラシのポステイングなど、出来ることはたくさんあります。

また、一人ひとりができることを日頃から地道にやることで、拡大運動は大きく前進します。私たちの組合をより良い組織にするために、秋の拡大目標達成を目指し、また年間目標も視野にラストスパートをかけましょう。

組合のメリットを伝えて

対象者を加入につなげよう

東京土建には土建国保をはじめとした多くの制度があり、どの制度も大きなメリットがありますが、人によって組合に求めるものは違います。相手が何を組合

どけんカレンダー

(2020年10月11日~11月21日)

日	月	火	水	木	金	土
11 10月	12	13 拡大行動日	14	15 拡大行動日	16	17 群会議
	19	20 拡大行動日	21	22 拡大行動日	23	24
	26	27 拡大行動日	28	29 拡大行動日	30	31
1 11月	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13
	16	17	18	19	20	21

10月11日: 分会執行委員会
10月13日: 分会集約会議
11月12日: 分会執行委員会
11月17日: 群会議
11月20日: 分会集約会議

★無料法律相談・税務相談会

10月の無料法律相談会と税務相談会はありませんが、緊急の相談については、支部にご連絡ください。

★建築相談会(予約制)

日時 11月5日(木)午後6時
会場 支部会館5階

※分会、群の会議日程は、地区により前後しますので必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

新型コロナウイルス国保料減免 秋以降の収入減にも追加対応

新型コロナウイルスの影響で収入が減少した土建国保加入者に対して、国保料の減免を実施しています。2020年2月～7月の収入を基準に減免対象かを判定して

いましたが、「秋以降の受注減が激しくなる」「緊急事態宣言の頃より秋以降の方が悪化している」等の意見が寄せられたことから、保険料減免制度の追加の対応が講じられました。具体的な計算方法は左記をご確認ください。

また、世帯主が死亡した場合、世帯主が重篤な傷病を負った場合も減免対象となります。

ご自身が対象となる方はもちろん、ご自身も支部までご相談ください。個別でご案内します。

◎労働保険料の引落とし◎

コロナ禍により労働保険の更新手続きが遅れ、委託事業所の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。また、郵送でのやりとりにご協力

保険料が還ってくる可能性が！ 前年比30%以上減少の方へ

①春夏に収入減少が大きい方の計算

A：2～7月までの任意の2カ月の収入合計×6
B：2019年度収入
C：100-A÷B 前年度比減収割合

②秋以降に収入減少が大きい方の計算

A：2～11月までの任意の4カ月の収入合計×3
※8月以降分を含める
B：2019年度収入
C：100-A÷B 前年度比減収割合

①か②で求められたCの値によって
下記の表に対応した減免率が決定します。

↓ ↓ ↓ ↓ ↓	
Cが30%以上40%未満	4カ月分免除
Cが40%以上50%未満	6カ月分免除
Cが50%以上	8か月分免除

いただき御礼申し上げます。

つきましては、左記日程にて労働保険料の引き落としを致します。

【引き落とし予定日】

- 第一回目…10月5日(月)
- 第二回目…11月5日(木)
- 第三回目…12月28日(月)

※対象の事業所へは、金額等を記載した通知を改めて送ります

◎持続化給付金◎

受付期間は1月15日までです。

【給付額の算定方法】

※前年の総売上 - (前年同月比▲50%月の売上 × 12か月)

個人事業者は最大100万円まで
(法人は最大200万円まで)

■必要書類■

【事業者申告者】確定申告書類(19年)、減少月の売上台帳、通帳、身分証明

【給与申告者】源泉徴収票、業務委託契約書(会社との契約書類)

【相談・問合せ先】

持続化給付金事業コールセンター

0120(115)570

※土曜以外 8時半～19時

◆電熱防寒ベスト◆

背中に電熱ユニットを搭載し、身体全体を素早く暖める「防寒ベスト」について、ミドリ安全と協議し、東京土建特別価格を実現しました。薄手で軽いため、インナーとしても使用できます。

専用のオーダーシートかスマートフォンでお申し込みできます。

こちらはミドリ安全へ直接の申し込みとなります。

最近、肌寒い日が多くなってきたので、是非ご検討ください。

◆空調服購入補助◆

組合員が購入した空調服等につき支部から補助を行います。

【購入期間】4月1日～10月31日

【申請期限】11月2日

【申請方法】申込書にレシート・領収書を貼り支部へ提出

【補助額】2000円(実費上限)

※1人1回のみ申請可能で、先着100人(残りわずか)です。

新型コロナウイルス 感染防止のお願い

◎今後の状況に注意を

感染拡大第二、第三波がいつ起きてもおかしくない状況で、今後、群会議や集金方法が再び変わる可能性があります。案内通知や群会議での最新情報に注意してください。

◎来所の際は感染防止

にご協力を

支部事務所では受付窓口に飛沫拡散防止シートを設置して通常業務を行っています。来所する方には会館入口や受付窓口に設置するアルコール液での手指消毒とマスクの着用をお願いします。

書記局員もマスク着用で対応しています。感染防止にご協力ください。

◎諸手続きは郵送で

現金のやりとりを要さない諸手続きに関しては、書類郵送にて行うことができます。申請書類は支部ホームページよりダウンロードできるものと、原本によるものがありますので、問い合わせの上、お急ぎの申請でない限り、郵送での申請を極力お願いします。